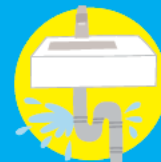


暮らしの



鍵の修理



水回り



トイレ

レスキューサービスに関する 悪質商法にご注意!

トイレ、水回り、鍵などの修理で、インターネットで検索して表示された
広告を見て依頼した結果、表示された料金よりも高額な請求や、
不要な工事を迫られる相談が増加しています。

事例

1

ネットで調べて一番上に
出たから電話してみよう



水のトラブル
〇円~!!
見積無料!!

2

悪徳業者

無料で
見積りいたします!!
すぐにお宅に
お伺いします



3

今すぐ
トイレ交換が
必要です
●●●万円に
なります



でも高額だし…
やっぱり契約を断りたい!!

4

電話で訪問依頼を受けて
契約しているため、法律上
クーリング・オフできません



騙されないで!

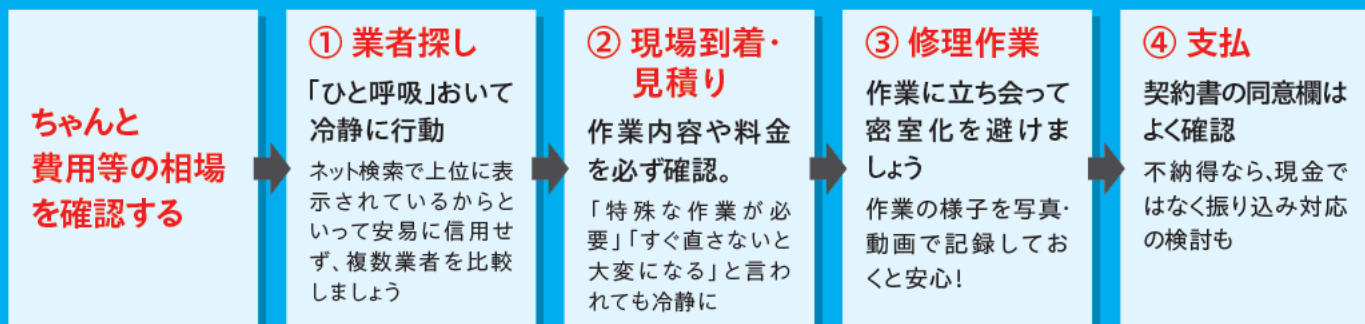


どうしよう~



- トラブル時には落ち着いて行動し、事業者の訪問を依頼する前に
費用や作業内容等の契約条件をよく確認しましょう。
- **検索結果の上位に表示**されているということだけで
信用しないようにしましょう。
- クーリング・オフが認められる場合があります→**裏面へ**

急なトラブルでも、業者を探すときは冷静に！



訪問販売による取引は、
契約書面を受け取った日から**8日間以内**であれば、
原則として、**無条件で契約解除**ができます。

※ 特定商取引に関する法律の規定に基づくクーリング・オフの対象となるためには条件があります。
対象になるかどうかの判断に困る場合は、消費生活センター等に相談しましょう。

消費者が事業者の訪問を求めた場合

**自宅に呼んでも、
クーリング・オフが
できる場合があります！**



鍵の修理



水回り



トイレ

● 訪問販売による取引であっても、消費者が事業者の訪問を求めた場合には、クーリング・オフが認められないことがあります。

しかし、

● 例えば以下のような場合には、クーリング・オフが認められます。

- 例：① ウェブサイト上の安価な修理代金を見て訪問修理を依頼したにもかかわらず、実際には高額な修理工事の勧誘を受けて契約した場合
- ② 消費者が台所の水漏れの修理を要請し、その修理のために事業者が来訪した際に、台所のリフォームを勧誘された場合
- ③ 見積りのみを目的として訪問を依頼した事業者と、その場で修理等の契約を締結した場合

参考資料 <https://www.no-trouble.caa.go.jp/qa/exclusion.html>



困ったときは一人で悩まずに、「消費者生活ホットライン」にご相談ください。
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

消費者ホットライン ☎(局番なし) **188**



消費者庁 消費者ホットライン 188
イメージキャラクター イヤン